

令和 5 年度(2023 年度) 第 1 回函館市いじめ防止対策審議会全体会 会議記録

1 日 時 令和 5 年 7 月 13 日(木) 16 時 00 分～17 時 30 分

2 場 所 函館市南北海道教育センター大会議室

3 出 席 委 員 12 名

4 欠 席 者 2 名

5 発 言 の 要 旨

事務局

- 会議の公開について確認する。
- 一般の傍聴者とは別の扱いになるが、報道関係者の取材および写真撮影についてもお諮りする。
(傍聴希望者) が来ているが、承認してよろしいか。

委 員

- 異議なし。

事務局

- 2 名の欠席を報告。
- 開会

学校教育部

部長

【挨拶要旨】

- 令和 5 年度第 1 回函館市いじめ防止対策審議会全体会の開会にあたり、教育委員会として、御挨拶を申し上げる。
- 委員の皆様には、日ごろより、函館市の教育の充実のために御尽力いただくとともに、本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、心より感謝申し上げる。また、1 年間の業務推進に御尽力いただいたことについても、この場を借りて感謝申し上げる。
- 本会は、平成 30 年 4 月 1 日に施行した「函館市いじめ等防止対策審議会条例」の規定に基づいて設置され、いじめの未然防止や、早期発見・早期対応についての協議等について進めてきたところである。
- 本年度は、2 年任期の 2 年目になる今年度新たに委嘱した委員もいるが、14 名の委員の皆様のお力添えをいただきながら、本会の取組を一層充実させていきたいと考えている。
- さて、いじめの問題への対応は、学校だけではなく、国や各自治体においても様々な取組が行われている。

本市においても、平成 19 年に、昭和公園で、高校生への集団暴行という痛ましい事件が起きたが、このような事件が、二度と起きないため、起こさせないために、大人も子どもも一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければならないものと考える。

学校や地域でも、この事件を風化させない、同じ過ちを繰り返させないという思いのもと、集会や講演会、見守り活動、パトロールなど、様々な活動を展開している。

しかしながら、未だいじめを背景とした、子どもたちの生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。北海道旭川市では、令和 3 年 3 月に当時中学 2 年だった女子生徒が遺体で見つかったという事件が起こった。本市においても、改めて、いじめによって尊い命が失われるということが、絶対にあってはならないという強い意識のもと、すべての子どもたちのために、学校・家庭・地域社会を含めた、函館市民全体でいじめの根絶に向けて、強い決意をもって取り組んでいかなければならない。

- また、近年、SNS 等の普及により、「ネット上のいじめ」が問題になっ

ている。大人が気付きにくい「ネット上のいじめ」については、大人自身が情報モラルに関心をもつことで、子どものネット問題解決への第一歩につながりなる。

- 委員の皆様には、日ごろ感じている児童生徒の学びや育ちに関するこ んや、函館市の取組についてなど、忌憚のない御意見をお願いしたい。

この1年間、委員の皆様の御協力により、函館のいじめ防止等の対策が、一層充実するようお願い申し上げて、挨拶とする。

事務局

- 引き続き、函館市いじめ防止対策審議会委員と事務局員を酒井指導課長から紹介する。（別紙名簿参照）
 - なお、函館市いじめ防止対策審議会条例第2条と第8条に基づき、いじめ対策部会では、市立学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関するこを調査審議し、また、重大事態調査部会では、重大事態に関するこを調査審議するものとする。
- 委員の皆様は、いじめ対策部会または、重大事態調査部会のどちらかに所属していただく。
- 会長に議事の進行をお願いする。

会長

- 本日の議事は、
 - 1 令和4年度事業報告について
 - 2 令和5年度事業計画について
 - 3 その他となっている。
- 積極的な発言を、よろしくお願いしたい。議事1について、事務局から説明をお願いする。それでは、議事の1に入る。

事務局

- 配付資料「令和4年度 いじめ・不登校等対策推進事業【報告】」に基づき、報告と説明をする。
- 第1回全体会を7月12日（火）、第2回全体会を2月6日（月）に開催し、対策部会、調査部会を各1回開催した。
- 11月に「いじめ等の問題について考える小学生集会」を開催、12月に「いじめ等の問題について考える中学校集会」を開催した。
- 繼続事業として、「はこだて子どもほっとライン～子どもの悩み相談電話」の開設を行った。
- いじめ見逃しぜロ啓発に関する活動として、「いじめ見逃しぜロ啓発用リーフレットを作成し、全ての学校および関係機関等に配布し函館市HPに公開した。

会長

- 御質問、御意見等があればお願いする。
(質問、意見なし)
- 次に、議事の3に入る。「令和5年度事業計画（案）」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

- 配付資料「令和5年度 いじめ・不登校等推進事業【計画】」に基づき、事業案を説明する。
- 今年度、2回の全体会の開催を予定していること、対策部会、調査部会を

各 1 回予定している。

- 対策部会において、「いじめ等の問題について考える集会」への出席をお願いしたい。
- 今年度の集会の実施については、
 - ・小学校、中学校ともに昨年度同様、WEB会議システムを活用し、各学校の取組等について協議を行う。
 - ・中学校については、函館市中学校生徒指導研究会が主催する生徒会協議会総会において、令和 5 年度「いじめ等の問題について考える集会」についての取組を紹介し、市内中学校で共有化を図る。
- なお、会議等の日時については、予定であり、改めて調整させていただきたい。
- 教育委員会のその他の取組についてお伝えする。

(1) サポートベース函館の設置

- ・函館市教育委員会ではこれまで、函館市南北海道教育センターに適応指導教室「やすらぎ学級」、戸倉中学校の所属学級として湯川小学校内に相談指導学級「ふれあい学級」を設置、開設していたが、「不登校児童生徒が増加し、その背景や要因、状態が多様化していることから、幅広く受け入れ、一人一人の状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高めること」をねらい、令和 5 年 4 月から、これまで設置していた 2 つの学級に代わり、函館市南北海道教育センター内に「サポートベース函館」を新たに設置した。
- ・函館市内に在住し、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童生徒を対象とし、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう児童生徒自身を見守ること、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行うことなどを支援方針としている。別紙リーフレットについては、各学校をとおして関係児童生徒へ配布するとともに、本市HPでも公開している。
- ・7 月 13 日現在、体験や見学を行った児童生徒は 29 名、その内、21 名が通所に繋がった。

(2) スクールカウンセラーの設置

- ・令和元年（平成 31 年）度から中学校を拠点校とし、函館市内すべての小・中学校に、年 1 回以上、北海道公立学校スクールカウンセラーを派遣している。令和 5 年度は、小学校に対し、これまでの道費での派遣に加え、市費でもスクールカウンセラーを派遣し、派遣回数の拡充を図っている。このことにより、計 17 名のスクールカウンセラーが、函館市内すべての小・中学校および義務教育学校を訪問し、生徒や保護者への個別相談、教職員に対する研修等を行っている。

会長

- 御質問、御意見等があればお願いする。

委員

- 「サポートベース函館」の説明に係り、これまで市内に 2 か所設置していた不登校等の児童生徒に対応する施設が、1 か所になったということか。
- 「スクールカウンセラー」に係り、各学校や児童生徒からどのくらいのニーズがあるのか等の活用状況を教えてほしい。

事務局

- 「サポートベース函館」については、設置数という観点からは、不登校児童生徒に対応する施設が 2 か所から 1 か所になったということになる。個々

の児童生徒に対応するという観点からは、これまで一斉指導を主としてきたが、個々の教育的ニーズに対応したり、学校や関係機関等と連携したりすることができるようになり、ハード面、ソフト面ともに整備した。

- 「スクールカウンセラー」については、市費での派遣を行ったことにより、小学校に対し、児童数等の学校規模にもよるが、昨年度は1回程度であったところ、今年度から学校規模に応じ、年6～8回程度派遣できるようになつた。

委員

- 「サポートベース函館」について
・どのように周知しているのか。
・リーフレットにはICTの活用が示されているが、改訂された「生徒指導提要」には、学習用端末を不登校児童生徒の学習支援にも活用するよう示されている。児童生徒のニーズに合わせて、活用してほしい。

事務局

- 各学校をとおして児童生徒に配付するとともに、本市HPに掲載したり、関係機関等に送付したりしている。今後も、積極的に周知したい。

委員

- 「サポートベース函館」について
・どのような教科が学習できるのか。
・函館近郊の自治体が連携することで、函館市以外に在住している児童生徒が利用できるようにしてほしい。

事務局

- 昨年度から、市費ですべての中学生が「デジタルAIドリル」を使用することができ、習熟度等に応じた、5教科の学習を自宅でも「サポートベース函館」でも行うことができる。他の教科については、各学校と連携し、例えば、リコーダーの練習をしたり、木工作品を作ったりすることもできる。
○ 「函館市以外に在住している児童生徒の利用」については、貴重な御意見として預かりたい。

委員

- 「はこだて子どもホットライン」の電話相談受付について、8時45分～となっているが、登校時に不安を抱えている児童生徒が相談できない。もう少し早くしてほしい。
○ 登下校中不安になった児童生徒が気軽に立ち寄れる場所が必要なのではないか。

事務局

- 貴重な御意見として承る。
○ 中学校を中心とした取組であるが、「校内フリースクール」のようなやむを得ず学級に入ることのできない児童生徒のための居場所を設置している学校が増えている。対人関係や学習面等に不安を抱えている児童生徒の居場所になつてている。

委員

- 「サポートベース函館」のリーフレットを見ると、学習面への対応が多く書かれているが、学習面への対応が主であるのか。特別支援教育へ対応ができる、と書かれているが、具体的にどのような対応か。

事務局

- 受け入れの際に、教育相談を行い、どのようなニーズがあるか把握した上で、見学や体験を行っている。必ずしも学習についてのみを行うものではな

い。

- 当教育センターには、児童の就学相談を行ったり、各学校を巡回し、特別な配慮を要する児童生徒への学習や、生活上の指導や助言を行ったりする職員がいる。そのようなことから、「サポートベース函館」への見学や体験等を行ったり、教育相談を行ったりする中で、保護者の方から特別支援教育に関わる相談を受けることがあるので、リーフレットに記載している。

会長

- 各委員から、これから活動にかかわることでの御提案や御意見があれば頂戴する。また、御提案や御意見でなくても、身近な子どもたちの様子や学校教育のことなど、普段考えていることについて、お話をいただきたい。よろしくお願ひしたい。

委員

- 「校内サポートルーム」の話題があったが、本校にも設置している。登下校の時間や学習内容については、家庭と相談しながら行っているが、管理職も含め対応している。

委員

- 「生徒指導提要」が改訂されたことを受け、小学校生活指導連絡協議会においても、研修会を行う予定である。

委員

- P T A 連合会においては、様々なことを会員に周知するようにしている。
- 学校は、「チーム学校として対応する」と、リーフレット等に記載され、実際に、学級担任や管理職、養護教諭等が連携して対応に当たっているが、保護者は少しでも行き違いがあれば、相談を躊躇することがあるように感じる。学校は初期対応を丁寧に行ってほしいし、保護者と学校は日常的にコミュニケーションをとってほしい。

委員

- 教育委員会は保護者へはどのような支援を行っているのか。
- 人は困ったときに相談をして、解決できたという成功体験がなければ、相談しない、または、相談できないと聞いたことがある。相談窓口があっても、相談できない人が多いのではないか。

事務局

- リーフレット「保護者向け配布資料 子どもに気がかりな様子が見られるときは」は、本日の配付資料の一つであるが、本市HPにも掲載している。函館市教育委員会および市教委と連携している民間フリースクール等の連絡先等が掲載されている。
- 令和5年2月7日付け文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」を引用したリーフレットを作成し、函館市立の小・中学校および義務教育学校をとおして、各家庭に配布したところだが、いじめの未然防止や早期対応に関する取組については、学校と保護者が緊密に連携し、推進していくことや、いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事例があり、児童生徒の健全な育成の観点から学校と警察は、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められていることなどが記載されている。
- 保護者が子どものS O Sに気が付けるよう、また保護者が子どもとの会話から意図をくみ取って対応できるように、保護者向けにリーフレットを配布したり、教職員がいじめ等の生徒指導に係る研修を受講したりするだけでは

十分ではないかもしれないが、対応しているところである。

- 委員 ○ 例えば、離婚等に関わり、家庭が不安定な状況になったとき、子どもにとって学校に通っている時間が救いになることがある。一方で、家庭の問題に疲れ、学校に行けなくなることがある。
- 委員 ○ 子どもが相談しなければ動けないのではなく、その前に動くことが大切であると思う。相談に来なければ対応しないのではなく、子どもの様子を見ていると、いつもと違う様子が見られた際に、こちらから行動できるのではないか。学校にも一般のボランティアが入ることも一つの方法ではないか。
- 委員 ○ 少年犯罪が悪質化している傾向が見られる。
- 委員 ○ 「校内サポートルーム」を設置している学校が増えている。そこでは、不登校および不登校傾向の児童生徒へ対応するだけではなく、登校渋りが見られる児童生徒や、様々な要因で落ち着きがない児童生徒へ対応している現状があるが、専任の教職員が配置されているわけではなく、管理職等が対応している。
- 委員 ○ 昨年度は、いじめに係る重大事態の発生がなかったことは、教育委員会が各学校と連携をとって対応してきた一つの成果ではないか。
- 時代とともに変化する生徒指導と、時代が変わっても変わらない生徒指導がある。各委員がそれぞれの立場で発言し、情報共有し、教育委員会からの諮問事項に対応していきたい。
- 委員 ○ 函館市には2名のSSWが配置されているが、昨今の教育現場を取り巻く状況から、増員を要望する。
- 委員 ○ 「サポートベース函館」には、保護者同士で話ができる場があるか。保護者同士で話ができる場があると、保護者自身が落ち着いて子どもに接することができるのではないか。同じ悩みをもつ者同士が話し合うことは、双方にとって力になるのではないか。
- 事務局 ○ 貴重な御意見として承る。
- 現在は、児童生徒や保護者のニーズを的確に把握し、必要に応じて民間フリースクールや、親の会等の情報提供を行っている。
- 会長 ○ 本日の議事がすべて終了したので、司会を事務局に戻す。議事進行にかかわって、委員の皆様方の御協力に感謝する。
- 事務局 ○ 以上で、令和5年度第1回函館市いじめ防止対策審議会全体会を終了する。